

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和2年6月12日（金）
午後 1時00分～午後 2時55分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長 委員 委員 委員	三階道雄 小林憲一 大野まさき 遠藤ちひろ	副委員長 委員 委員	きりき 優 いぢち 恭子 渡辺 しんじ
--------------	-----------------------	--------------------------------	------------------	---------------------------

出席説明員	健康福祉部長(兼)福祉事務所長 福祉総務課長 高齢支援課長 障害福祉課長	小野澤 史 古川 美賀 伊藤 和子 松本 一宏	保健医療政策担当部長 保険年金課長 介護保険課長	伊藤 重夫 松下 恵二 廣瀬 友美
-------	---	----------------------------------	--------------------------------	-------------------------

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第80号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2	第81号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	第82号議案 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の制定について	原案可決すべきもの
4	第79号議案 多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5	特定事件継続調査の申し出について	決定

午後 1時00分 開会

三階委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

本日の委員会は、議会運営委員会での決定に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から会議時間の短縮を図るため協議会については資料の配付のみとし、口頭での説明は後日適宜行うものとすることを報告する。なお、本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査日程により進めさせていただく。

日程第1、第80号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、令和2年度税制改正大綱を受け、多摩市国民健康保険税条例の一部を改正いただくものである。内容については担当課長の松下保険年金課長より説明する。

松下保険年金課長 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただく。

令和2年度の税制改正大綱を受け、土地基本法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が令和2年3月27日に成立し、令和2年3月31日に公布されている。この改正に伴って租税特別措置法の一部改正が行われ、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設され、令和3年1月1日から施行されることとなった。これを受けて多摩市国民健康保険税条例において所要の改正を行わせていただくものである。

改正の内容としては、個人が都市計画区域内にある低未利用土地またはその上に存する権利であることについて市区町村の長の確認がされたもので、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に関わる長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合

には当該譲渡所得の金額)を控除することができることとなったものである。令和2年度の税制改正に伴う課税限度額及び軽減所得基準額の引上げについては、本年4月1日適用となるため3月31日付で専決処分をさせていただいているが、今回の特別控除の創設については令和3年1月1日施行となることから、今議会に上程させていただいたものである。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第80号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第2、第81号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 それでは、第81号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただく。本件については、世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡、また収入の減少等、一定の状況に該当する場合に、その世帯に属する第1号被保険者について介護保険料の減免を行う特例を定めるものである。詳細については介護保険課長より御説明をさせていただく。

廣瀬介護保険課長 サイドブックの市長提出議案の77ページを御覧いただけたらと思う。このたび新型コロナウイルス感染症の影響によって収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免ということで、附則に第10条として加えさせていただきたいものである。次の各号のいずれかに該当する第1号

被保険者に対して規則で定めるところにより、保険料を減免することができるという定めをする。第1項の第1号(1)のところであるが、新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合、それから第2号として、第1号被保険者の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア、イのいずれにも該当する者ということで、アとして事業収入等のいずれかの減少が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上、3割減以上かつイとしてそれ以外の前年の所得合計額が400万円以下である場合の方に対して一定の割合で減免をさせていただくものである。

ページの下第2項であるが、規則で定めるところにより、保険料の減免について市長に申請をしていただくところである。

次のページに行って、減免の対象とする保険料であるが、平成31年度の保険料、今年度令和2年度の保険料で令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限がある保険料について減免するという規定をさせていただく。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 議案の説明があったときの資料の33ページに介護保険条例の改正案の要点が書かれているが、その中で以下のことに該当する第1号被保険者の介護保険料を減額あるいは免除すると書いてある。この減額と免除の区分けはどういうことによるものなのか。

廣瀬介護保険課長 まず第1号にある新型コロナウイルスの感染症によって主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合については保険料の全部を免除するとなっている。それから第2号については、保険料そのもの全部ではなく、保険料に対する減少した事業収入の割合に相当する部分の保険料について、具体的には所得の合計額が200万円以下の場合には保険料の一定割合の全部を免除する、また200万円以上400万円以下の場合にはその該当する保険料の部分の8割を免除するとなっている。

小林委員 それで、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負う例はあまりないと思うが、次の主たる生計維持者の事業収入等の減少は多摩市でもか

なりあり得るのではないかと思う。その場合に事業収入等の減少が見込まれるというのはどういうことによって判断するのか、あと一定の要件に該当する者とあるが、この一定の要件とはどういうものになるのか。

廣瀬介護保険課長 国からもQ&Aが示されており、例えば事業収入の減少であっても4月のみの1か月間を前年と比較する等、柔軟に判断ができるようなスキームにしてほしいというようなQ&Aが示されている。一定の要件については、先ほどお答えした200万円以下の場合、200万円以上400万円以下の場合というところで規定させていただく予定である。

きりき委員 今回この条例によって介護保険料の収入が減ることも予想されるかと思うが、一方で、全国的に問題になっているのが介護の自粛により体力の低下、心身機能の悪化、また国も様々な改正を行っていて一部報酬がアップしているところがあると思う。そういった中で保険料収入が減ることが今後何か影響することはあるのか。

廣瀬介護保険課長 このたびの保険料の減免については、国の全額財政支援が予定されている。ただ、後段の今回の自粛要請で家から外出する機会が少なくなった御高齢者もいるし、新型コロナウイルスの感染症で入院が長引いて体力が低下した方もいる。サービス自体の利用控えもあり、本当に介護報酬がどう変わってくるのか、それがどう保険料に関わってくるのかが非常に心配されるところで、市としても注視していく。今回の3月、4月、5月という新型コロナウイルスの感染拡大期における報酬が見えてくるのがまだこの先になるので、またその状況を見ながら検討してまいりたいと思っている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

それでは、これより第81号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとす

ることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第3、第82号議案 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 それでは、第82号議案 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の制定について御説明をさせていただきます。本条例については、平成28年4月に障害者差別解消法、平成30年10月に東京都障害者差別解消条例が施行され、障害のある方もない方も共に暮らしやすい共生社会を目指すという中で、市としてもより一層の障がいについての理解の促進を図り、障がい者差別の解消並びに共生社会実現のための条例を定めるものである。詳細については障害福祉課長より御説明をさせていただきます。

松本障害福祉課長 本条例については、平成30年7月頃から条例の制定に向けて着手し始め、平成30年12月補正予算にアンケート実施のための必要経費、アンケート集計などを進めていくということで予算を計上し、進めてまいってきたところである。庁内委員会については5回、市民委員会については8回実施し、障がい当事者、市民等向けアンケートも令和元年2月～5月末まで実施し、ワークショップも2回ほど実施したような経過を踏んで条例を作ってきたところである。

この条例のポイントとしては、差別の定義を条例の中に示したり、勧告及び公表の規定を設けたり、差別解消支援地域協議会の設置、また共生社会の実現に向けた基本となる施策を規定したというところがある。また条文化する際にこだわった点については、障がい者一人ひとりに向き合う姿勢を多摩市らしさとして条文表示したし、合理的配慮をどのように行えばよいのかを条文化させていただいた。また市だけではなく障がい者及び障がい者を含む市民、事業者も一緒に理解促進の取り組みをしていく姿勢を示させていただいたり、また幼少期から障がい理解啓発の重要性を踏まえてその取り組みを入れることを反映させているところである。そのような

ところを市の条例の中にポイントとして入れさせていただきながら条文化したところである。簡単であるが、経緯については以上である。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大野委員 補正予算の中でもたしか地域協議会設置の話もあったと思うが、ちなみにこの地域協議会の構成に関してはどのように考えておられるのか。

松本障害福祉課長 地域協議会の構成についてであるが、こちらの条文にも少し書かせていただいている。こちらの条文でいくと、第13条の第3項で障がい者、福祉、医療、教育、就労その他の障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者で構成するというので挙げさせていただいている。具体的には検討市民委員会の委員の方々、関係機関の方々などに引き続きお願いしていくような感じになろうかと思っている。市民委員会の構成メンバーのほかには、やはり学識経験者として弁護士の方にも入っていただいて、公平な視点で議論の整理をしていただきたいと考えている。現時点ではそのように考えているところであるが、これから委員の推薦といったところも各関係機関に調整をかけてまいりたいと思っている。

大野委員 そういった協議会が作られるのは引き続きいろいろ現状についてもきちんと見ていこうということでは良いことだと思うが、一方、実際に差別を受けた場合の受入れ窓口についてはどう考えているのか。その辺りについてはいろいろ課題があるかと思うが、市としてはどのようにお考えか。

松本障害福祉課長 現状障がいのある方々が差別を受けたというような御相談については障害福祉課が窓口になって対応させていただいているところである。それについては障害者差別解消法に基づいて行っているところであるが、本条例が施行されても同じような対応をしてみたいと思っている。

大野委員 本条例の中では当事者の声なども踏まえて、手話言語の課題については、特に当事者の人たちが本条例とは別に考えてもらいたいのだという意見が出ていたこともあり、あえて本条例には含めていないということで、前回の委員会でお伺いしたときには、今回の新型コロナウイルスの状況もあったのでその後の検討がストップしてしまっているというお話だったが、今後の状況についてはどのように見通しを考えておられるのか。

松本障害福祉課長 多摩市聴覚障害者協会等、聴覚障がいのある方々との意見交換が少しストップしているところもあるが、新型コロナウイルスに対する環境も少し落ち着いてきているところもあるので、様子を見ながらお声がけさせていただいて意見交換できる場を作っていき、また、どのような情報を求められているのかといったところは意見交換の中であるべき形を、市としての対応を探ってまいりたいと思っている。

大野委員 それでは最後にするが、こういう条例が制定されたとしたら、その後はやはり関係している人たちだけではなく、どれだけ一般市民の皆さんに知っていただくのかが一番需要ではないかと思っているわけであるが、その辺りについて市としてはどういうアプローチや働きかけすることを今念頭に置いているのか。

松本障害福祉課長 差別解消に関わる取り組みとしては、法が施行された後も理解促進のための講演会やリーフレットの作成なども行って周知・啓発に努めてきた。条例が制定されたら市として独自の取り組みにもなるし、そういったところはまた別に新たに周知を図っていかなければならないかと思っているところである。今後市としては、今までと同じような流れになるのかもしれないが、条例のわかりやすい版の作成、概要版の作成、また新型コロナウイルス感染症への対応で実施がどのような形でできるのかはこれから検討していくが、講演会やワークショップの開催なども状況を見ながら行ってまいりたいと思っている。差別かどうかは大事ではなく、差別的な扱いを受けたという当事者の方が来られたときに、そういう問題が起こったのはなぜなのかという課題を探っていき、それを解消していくこと、そういったことがなくなっていくような意見交換というか周知をしていくことが市として必要になってくるかと思っているので、そういったところも併せてどのようにしたらそのようなことが少しずつ減っていくのかといったところに取り組んでまいりたいと思っている。

いぢち委員 ただいまの大野委員の質問と少しかぶるのだが、2点ある。まず合理的配慮についてである。今回の条例である意味画期的というか意味があるのは差別の規定で、今まであった差別の概念のほかに合理的配慮を欠くというものが入ってくるのが重要だと思っている。ただ、差別解消法が施行さ

れて合理的配慮という概念が示されても、一般の市民の方にはなかなか周知が進まない。今のお話でも様々な形の取り組みを考えておられるようであるが、例えば今回あっせんや助言の申立てもできるということであるが、その前にやはり認知度が進んでいないと、言われてみれば何のことか分からないことで申立てを受けることも考えられる。ある意味パツと言われてわかりにくい合理的配慮について、どのように周知や案内の取り組みを考えておられるのか、もう少し具体的なところがあればお伺いしたいと思う。

松本障害福祉課長 「合理的配慮」という言葉は非常に難しい、なじみがあまりない言葉だと思う。こういう法律や条例の用語として使っている言葉をもう少しわかりやすくということでは、リーフレット等のわかりやすい版等で小学生の方が見てもこういうことを言っているのだな、合理的配慮とはこういうことなのだなど、一般市民の方にもわかりやすいような、こういうことが障がい者の方々が困っているときに必要なのだなということがわかるようなものを作っていき、周知していく。それも一回やればよいというものではなく積み重ねていくことがやはり重要だと思うので、事あるごとにそういった周知を図っていきたいと思っている。

いぢち委員 ぜひお願いしたいと思う。それで、もう一つは、今も出た、先ほどの大野委員の質問にもあったわかりやすい版である。本当は今回自立支援協議会の皆さんなどに諮って作っていくということだったが、その過程から一般の皆さんにもわかってもらうのが大事かと思っていて、例えば市内の小中学生、中学生といったお子さんたちとともに作るのもいいなと考えてはいた。ただ、この新型コロナウイルス感染症の問題で全部吹っ飛んでしまった。これからも作成の過程からなるべくオープンにしていくことが一つ重要かと思うのと、わかりやすい版については障がい者基本計画のところで多摩市が作ったものが大変素晴らしいと私は思っている。まさにわかりやすい形になっている。その作成は非常にきめ細かく丁寧にやっていただきたいと思っており、先ほどの資料を見るとやはり9月が目途になっているかと思う。今もあったが、新型コロナウイルス感染症のことでいろいろ大変かと思う。これはスケジュールに合わせてやっていくのも大事だが、中身を障がい者基本計画のわかりやすい版を作ったときのように本当にしっ

かりしたものを作っていただきたい。これが今後の大切なツールになると思うので、目途は目途として、内容を充実させる。そのためにはスケジュールありきよりも、たとえ時間がかかっても良いものを作っていただきたいと思っているが、その点についての御見解をお伺いする。

松本障害福祉課長 今お話しいただいたように、わかりやすい版というところ、当事者の方々が思っておられることを障がいのない方にもわかってもらうというところがやはり重要だと思っているし、そこを行政側だけで事務的に作ってしまうということだとなかなか障がいのある方の思いが伝わらないところもあるので、今までも計画のわかりやすい版、「心つなぐ・はんどぶっく」、障がい者への合理的配慮のことなども示したハンドブックがあるが、それもかなり時間をかけて作ってきたというところがある。わかりやすくするためにはどのようにしていったらいいのか、当事者の方々の意見を入れ込みながら作っていくのがやはり大事かと思っている。そういう意見交換をしながら作り込んでいくとかなり時間がかかるが、そのプロセスがやはり障がいのある方々の気持ちを受け止めるところにもつながっていくし、そういうところを市として一緒に出していくのが大事かと思っているので、いただいた御意見のとおり進めてまいりたいと思っている。

小野澤健康福祉部長 作成の過程については、今、障害福祉課長から御説明をさせていただいたとおり、私どもとしては丁寧に関係の皆様方と一緒に作っていかうと考えている。一方で、今回6月の議会で上げるに当たっても、こういう新型コロナウイルス感染症の関係もあり、本当に6月の議会で上げるのがふさわしいのかどうなのかも考えたところではある。やはりこういう状況だからこそ差別をなくす、解消するということを進めていかなければならないということで今回の議会で上げさせていただいたという経緯もあるので、丁寧に作りながらもなるべくこの条例がしっかり根づいていくような取り組みをしていきたいと考えている。

遠藤委員 先ほど大野委員の質疑の中で手話言語条例と本条例とは別建てというようなニュアンスのお話があったが、そこをもう少し詳しく伺う。

松本障害福祉課長 手話言語条例の制定については、聴覚障がいのある方々から、合理的配慮のための条例ではない、手話言語条例は言語権を持っているものなの

で、この条例に入れ込むのは少し乱暴ではないかというようなお話を頂いていたところである。そのようなことから別建てで考えていこうというような話になっていたところであるが、この差別解消条例の中に規定されているようなものを別で手話言語条例の中に入れていくのは少し違うかなと事務局でも思っているので、そういったところはいろいろ意見交換をしながら、どのような形の条例を当事者の方々が求めておられるのか、市としては、この条例とかぶるようなところは整合性のこともあるので整理していく必要があるのだということは言っていきながら、もし作るのであればどのような形が望ましいのかすり合わせが必要かと考えているところである。

遠藤委員 聴覚障がいに関連団体の方々としては、今回の多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の中には入れ込まないでくれという御要望があったと、したがって新しくもう一本別に作るかどうか検討するということなのかを確認する。

松本障害福祉課長 ただいま御質問いただいたように、作るかどうかも含めて意見交換を進めてまいりたいというところである。

遠藤委員 その点はわかった。もう一つ、市の責務、第4条のあたりについて伺いたいが、条例の定義、そして理念、美しい表現や大変重要な指摘が並んでいるのだが、市の責務で申し上げると、総合的かつ計画的に実施していく、また合理的配慮を求めることができるよう理解を深めていけるよう取り組むものとする。障がい者一人ひとりの背景、心情等の理解に努め、それぞれの状況に応じた対応をする等々並んでいるわけであるが、基本的にはそれはそうであるというか当然の話が並んでいて、特にこの中では目新しい責務は見当たらない気がするが、この第4条の意味するところについて詳しく伺いたいと思う。

松本障害福祉課長 今いただいた点については、真新しいものではなく今までも行ってきたが新たにこの条例の中で確実にやってまいりたいというところを示させていただいた。例えば計画的に実施するものとするというところについては、今までも障がい者基本計画に障がい者の理解・啓発というところを入れさせていただいている。そういうところを今までと同じように、また今まで以上に力を入れてやっていきたいと考えているところである。

遠藤委員 続いて第5条であるが、市民及び事業者にも責務を課しているというところで、障がいを持つ方々との共生社会を作っていくに当たって事業者や市民に責務を課している、一種義務規定である。この中で2番目の市民及び事業者は、差別又はその疑いがある事案を発見したときは、市に情報を提供するものとする。この文言の意味するところと、またその際の具体的なアクションはどういうことを想定されるのか。

松本障害福祉課長 第5条の第2項、市民及び事業者は、差別又はその疑いがある事案を発見したときは市に情報を提供するものとするというところについては、この条例の障がい者に対する差別を許さないというのは市の責務というだけではなくやはり事業者、市民誰もがそういったことを許さないのだという気持ちを強く持っていただきたい。そういうところを踏まえてこのような条文を入れさせていただいた。また、それを発見した場合は市に御連絡いただくようなこともしていただかなければならないかと思う。そういったところは、例えばこのようなことがあったということを御連絡いただけるように、例えばリーフレット等に入れていって、そういうことがあったという御連絡が入るような仕組みも考えてまいりたいと思っている。

遠藤委員 少し具体的にかみ砕いて教えてほしいが、どういうケースを想定されているのか、具体の例でお答え願う。

松本障害福祉課長 例えばであるが、バスの乗車拒否があったときは、御本人が泣き寝入りしてしまうとそのことが埋もれてしまうようなこともあるかもしれない。それが、例えば周りで見えておられた方から実際にこういうことがあったということで入ってくるかもしれないし、例えば道端で心ない声をかけられているような障がい者がいたと。それを追及するのはなかなか難しいかもしれないが、そういったことが起こっていることを通報していただくことで市民の方々に、まだまだ市内ではこういうことが起こっている、もっともっと障がい者に対する理解を深めていかなければならないのではないかとこの啓発ができていければいいかと思っている。

遠藤委員 お話はわかるのだが、例えばバスが障がい者の方を乗車拒否する、道端で心ないことを言われる、これは言ってみればわかりやすい差別である。むしろこの条例で社会を変えていくべきは見えない差別というかわかりに

くい差別にあるのではないかと思う。目の前でバスが乗車拒否したら、それは誰だって、この条例があってもなくても多分何らかのアクションを起こすと思う。そうではない見えない差別、啓発、心の中、また障がい者の方とふだん接しないがゆえの無知偏見、そういうところにこの条例はどう踏み込んでいくのか。

松本障害福祉課長 今御質問をいただいたところは非常に重要なところかと思っている。

障がい者の方が感じられる差別、障がいのない方は別に差別をしていると思っていないやり取りを差別的ではないかと感じられたところ、確かに今いただいた御意見のようにそのずれを解消していくのが市の重要な役割に今後なっていくかと思っている。今後当事者の方からこういうことがあったという話があったとき、それをどのように当事者の方が思われたのか、そういう背景をお聞きしながら、どうしてこのように感じたのかをひもといていきながら、市民の方々にこういうことに気を付けていくことが必要であるといったところを工夫しながら周知していくのが今後重要になってくるかと思う。市側も、この条例が施行されてどのような新たな取り組みをしていかなければならないのかはまだまだ手探りになってくるところもあるかと思う。今いただいたようなところは非常に重要かと思っているので、見えない差別をいかに解消していくか、そういった取り組みを市側としても考えながら対応していきたいと思っている。

遠藤委員 ぜひ進めていただきたいが、我々の部会のところに直接来るいろいろな市民の方からの声、端的に言えば、昨年か一昨年に学童クラブの入所要件、例えば小学5年生や6年生になってしまってからそのお子さんに知的な障がいがあった場合、普通学童クラブは3年生、さらに言えば1年生、2年生が優先されるのが原則であるが、この場合において障がいをお持ちの5年生、6年生を小学校低学年のお子さんに一種優先して引き続き学童クラブに通わせられるようなことというのは、障がいをお持ちの御家庭からすると合理的配慮だと私は言われた。一理あると思ったわけであるが、このように正しさと正しさがぶつかる場合、この合理的配慮をどのように解釈すればいいのか。

松本障害福祉課長 合理的配慮について、障がいのある方と障がいのない方という様々な

立場の中で、お互いの言い分がうまく折り合わないということが事象としては多々起こるようなところもあるかと思っている。今、委員から事例として挙げていただいたようなところについても、整理していく上でどこを落としどころにするのが非常に難しいと思っている。そういったところはやはり建設的対話の中で、どのような対話をしていったら、お互いが完全に納得いくというのは難しいかもしれないが、このような整理であればある程度納得できるなというところで整理していくのが重要かと思っている。それを今までも市としてはやってきたが、今後もそういうお声を十分聞きながら整理していくことで、この条例が施行された後、今まで以上に進んでいければよいかと思っている。

遠藤委員

そうすると、この条例ができて何が変わるのかよくわからなくなってしまうが、例えば合理的配慮を書き込む、もしくは特定相談の仕組みができて、いろいろな仕組みを作っておられるが、別にこれがあつたとしても、従来どおり双方の意見を調整して何らかの落としどころを探っていくというのであれば、この条例ができてどこが具体的に変わるのかを市民に聞かれたら何と答えればよいのか。

松本障害福祉課長 この条例ができたことで何が変わるのかをどのように示していくのか、わかりやすくというのは非常に難しい部分もあるかもしれない。だが、市としては、この条例を作ることで、法律で対応する以上の取り組みを市の姿勢としてきちんと行っていくことを示すのが非常に重要なところかと思っている。対応としては今までとあまり変わらないのではないかといいところはあつたかもしれないが、差別解消地域協議会というような組織も作り、どのように整理していくのかを議論していく場なども設けながら、あるべき議論をした形というところを整理できていければよいかと思っている。

遠藤委員

障害福祉課長のお話でいろいろ御苦労されていることはよくわかつたし、期待するところであるが、もう少し総括的なところで健康福祉部長、これまでも法律はあつたわけであり、今の答弁によるとこの法律の取り組み以上のものをこの条例でもって示していきたいということであるが、具体でも抽象でも結構であるが、それはどういうことを示しているのかを最後に伺う。

小野澤健康福祉部長 少し繰り返しになるところもあるかもしれないが、法律で示されている部分に対して市として新たに条例を作ったということは、ある意味理念的なところもあろうかと思う。ただ、条例という形で市民の方々に示していくというのは、まさに市としての一つの姿勢というところを出しているわけであるので、この中身の理解を求めて少しずつ深めていくことが大切かと思っている。この条例の策定をする際に、昨年私も御説明をさせていただいたが、この条例を作ることがゴールではなく、これを作っていく過程の議論が非常に重要であり、そうした中で今御質問いただいたようないろいろな疑問点をいろいろ関係する方々で議論を重ねて少しずつ解き明かしていくというか、具体的に自分たちの生活の中で当てはめていく過程が非常に大事なのだらうと考えているところである。

渡辺委員 私もこの市民委員会を何回か傍聴しに行ってそのときに感じたことだが、今回のこの条例の第7条にも書いてあるが、不動産に係る契約を行う場合があり、その市民委員会のときに生の声を聞かせていただいたが、アパート等を借りる際に大体不動産屋がストップをかける、あと大家がどうしても駄目だと言っているような声が聞かれたと。今回のこの条例で、契約に際して例えば不動産屋、大家等にどのようにこういう条例ができたことを伝えて周知していくのか、その辺を教えてほしい。

松本障害福祉課長 不動産業界やほかのいろいろな業界の方々にどう周知するのかというところかと思うが、それぞれ庁内の各部署がこういう各関係事業者の方々と連携されているところもあるので、そういった各部署にも協力してもらいながら、多摩市としてこのような条例ができた、今後こういうことが事業者として行う義務となってくることを周知してまいりたいと思う。また、この条例を作る前にも関係各機関には、市としてこういう条例を作っていく中で、今後皆様にとってはこのようなことが義務化されていくということも御説明をさせていただいていたところである。そのようなところも踏まえて、事業者の方々にも御理解いただくよう周知していきながら、対応していただけるように調整してまいりたいと思う。

渡辺委員 不動産関係になると、店側に行って対面をしてというところで、見えな部分がかかなりあるのではないかと思う。先ほど言ったバスの乗車拒否な

どというのは皆さんが見ている中での出来事だったりするので、その辺は不動産屋も商売が絡んでくるので、全部OKであると受け入れるのは結構厳しいと思う。いろいろな面で、近隣のこともあるだろうから、その辺をどうやってこれから承知していただくか、本当にそこで差別の解消がなされていくのかが如実にわかってくるかと思うので、これからもしっかりいろいろな形で対応していただければと思う。

小林委員

去年の夏から条例検討市民委員会がずっと開かれて、私も基本的には全部傍聴させてもらった。腰の手術があって一回だけ休んだが、そこで感じたことも踏まえながら指摘したいと思うが、最初にこの条例で使われている文言について2点質疑をしたいと思います。その後、条例全体の組立てについて4点質疑をしたいと思います。

まず文言であるが、条例の第2条第1号のところで「障害」を漢字で書く場合と平仮名に開いて表記することの説明があり、人を直接的に形容するために用いる場合にあっては障がいと、害を開くというふうにあるわけで、それ以外は漢字を使うということであるが、この条文の中で使われているのを見ると障がい者と障がいのない者というものだけ平仮名で書いてあるが、そのほかにはあるのか。それから、今後全体として障がいという字をいろいろな文書で使っていく場合に同じ原則に基づいてやっていくのか、その辺を確認したいと思います。

松本障害福祉課長

多摩市における障がい者、人を指す場合に「がい」の字を平仮名にする表記については、たしか平成12年頃だったと思うが、総合計画の策定をする際に委員の方から、障害の「害」の字を漢字で表記するのはあまり良くないのではないかという意見があり、それから多摩市としては人を形容する場合は「がい」の字を平仮名にするというような整理をして今に至っているところである。例えば法律の名称で「障害者」と使われている場合や固有名詞等は漢字のまま扱わせていただいているが、一般的な文章表現の中で出てくるものについてと、障がい者のように障がいのある人ない人という場合、「がい」の字は平仮名を使うというような整理をさせていただいている。

小林委員

その辺も本当言うとわかったようでわからないような話ではあると思う。

どのような場合に使っていくのかをもう少しわかりやすく説明することを考えていただいたほうがいいかと思う。

もう一つの文言であるが、条例の第3条第1号の一番最後のところであるが、第1号のところ、「全ての障がい者は差別を受けることなく」で始まって、最後のところが「人として尊厳ある生活が保障されること」とある。ここに「人として」という言葉が使われていて、「個人として」という言葉は使われていない。それで、日本国憲法の第13条、幸福追求権のところであるが、ここでは「すべて国民は、個人として尊重される」と、「個人」という言葉が使われている。私はこの第3条第1号の最後の文言を見たときに、これ憲法第13条の個人として尊重されるということをやはり受けて書かれたのかと思ったが、残念ながら「個人として」という言葉が使われていない。何で憲法第13条で「個人として」という言葉が使われているかという、よくいろいろな本に書いてあるのだが、人間として、あるいは人類として一般的にその権利を尊重されるというのではなく、様々な多様性、個性を持っているその人の権利として尊重されなければならないと、だから「個人として」という言葉があえて使われているのだということがあるので、私は基本的にはこの最後の文言も「個人として尊厳ある生活が保障される」という表現にすべきだったのではないかと、意見としては思っている。

それで、実は自由民主党の憲法草案というのがあり、この第13条のところは、自民党の案では「すべて国民は人として尊重される」と書いてあり、「個人」という言葉を使わないようになっている。私はこれはあまり良くないことだと思うので、ここはぜひ考えてほしいと思う。文言としては「人として尊重される」という言葉を使っている、その意味は、その人個人として尊重される、ここで言うと「尊厳ある生活が保障される」という意味だと思うのだが、その点について御見解を伺う。

松本障害福祉課長 本条例については、障がい者一人ひとりにきちんと合った対応をしていこうということを目指して作っているところがある。御意見をいただいたところは「個人として」という表現が望ましいのではないかとということはあるが、今までの議論の中でこのような表現とさせていただいてい

る。障がいのある方一人ひとりの理解に努めて状況に応じた対応をしようということが本条例の目的でもあるので、いただいた趣旨には合っているかと思っている。

小林委員　この条例の全体を流れる考え方、あるいは市民委員会の中でも議論されたことだと思うが、障がいというのは、その人その人の個性であり、その個性がゆえに差別を受けたり、あるいは差別を感じたりする、そのことが障がいなのだということが議論がされたと思うので、そういう意味では個人として生活が尊重されるという考えに立って、この条例ができた後の運営に当たってもぜひ進めてもらいたいと思う。

次に、全体の組立て方に関わって4つだけ質疑したいと思う。1番目は、市の責務、第4条の市の範囲であるが、当然市長部局だけではなく市の教育委員会をはじめとした行政委員会、あるいは市議会も市の中に含まれると考えるが、それでよろしいか。

松本障害福祉課長　ただいまお話しいただいた行政委員会も含むと考えている。

小林委員　市が指定管理者として指定管理をしている先、あるいは委託先についてはどのように解釈されるのか。

松本障害福祉課長　それについては市の事業としてやっているわけであるし、そういった指定管理、また委託による事業についても市の範囲に入ると考えている。

小林委員　そうすると、その該当するところでは第4条に第1項から第3項まで責務が書かれているのだが、その責務を具体化するための規則あるいは要綱をそれぞれの機関でこれから作っていく必要があると思うが、その点は今後の計画として組まれているのか。

松本障害福祉課長　条例施行規則については、協議会はいろいろやることについて細かく設定させていただく予定であるが、それぞれの関係部署でどういうことをするのかを規則の中で定めていくことになってしまうと非常に動きづらくなってしまふところもある。そのようなところは建設的な対話の中で整理していきたいと考えているところである。

小林委員　私たち市議会としても、この条例でうたわれている市の責務、その市の範囲の中に市議会も含まれるということであるから、それに対応したことを考えていかなければいけないと思う。

2つ目に、先ほど出ていた合理的配慮であるが、私の認識では、条例検討市民委員会でも議論になったこととして、「合理的配慮」という表現には障がい者に対して配慮をしてあげると、障がい当事者からすると配慮してもらおうという関係になって、障がい者の権利としての障がい者差別解消条例の意味が非常に薄くなってしまっているのではないかというような議論もあったと思っている。障害者差別解消法でも使われているし、都条例でも使われているので、ほかになかなか適当な言葉がないということもあるのかもしれないが、障がい者の権利としてその配慮がされるのだということをきちんと打ち出していく必要があるのではないかと思うが、その点はいかがか。

松本障害福祉課長 健全者が障がい者を助けてあげる、配慮してあげるということではなく、それが自然にできていくためにこういった条例を作っていくことに大きな役割があるかと思っている。やはり人として、障がいがあるにしてもないにしても、関わっていく中で困っていたらお互いさまといったことができていくようなことを、この条例を進めていく中で自然にできるような多摩市にしていけたらと思っている。

小林委員 「配慮」という言葉以外になかなかないというのもあると思うが、そこが非常に重要なことだと思う。

3つ目に、いわゆる差別狩りにならないことが非常に重要だと思っているが、この条例では第4章で、教育や啓発、十分な意思疎通の環境づくりをやっていって差別をなくしていくのだと。だからこういうことをしたらそれが差別だと言って差別狩りをするのではなく、そういうやり方でやっていくのだということが述べられていて、私はこの条例の一つの特徴として非常に良い部分だと思うが、その点について差別狩りを生み出させないということでの御見解を伺いたいと思う。

松本障害福祉課長 今お話しいただいた、条例ができたことでこういう差別があったのかどうかではなく、こういう困った事象が起こっていたようだ、それをどのようにすり合わせていったら困り事がなくなっていくのかというためにこの条例を運用していくというか、できてきたところであるかと思う。今差別狩りにならないように、そういうことがもし事象として起こったとして

も、どうやったらその困り事がなくなっていくだろうか一緒に考えていくようなことを進めていくのが今後必要になってくるかと思っている。

小林委員

そういう意味では、一つは教育なども非常に重要だと思うので、その辺りぜひ充実させていただきたいと思う。

最後、4つ目であるが、今まで取り上げられてきたが、手話言語条例をはじめとして障がい者のコミュニケーション保障のための別建ての条例も今後検討されるということであるが、条例市民検討委員会で議論したりやり取りがあり、障がい当事者の方も含めて一堂に会して議論したことが非常にすばらしかったと、私は傍聴していて率直に思った。だが、同時に困難さも感じた。なかなか意思が伝わらないということで、障がいを持っている方が意思疎通にいかにも困難を抱えているのかも改めて感じた。先ほど取り上げた第4章の中でもコミュニケーション、意思疎通をするための環境づくりをしっかりしていくのだということがあったが、そういう面から差別をなくしていくためにも、手話言語条例をはじめとして障がい者のコミュニケーションを保障する条例がやはり必要だと思う。結果的にはいろいろ議論があり、障がい者差別解消条例の中には手話言語条例のことは書き込まれなかったが、そのことが今後の問題としてやはりあるのではないかと思うので、今検討ということだったが、ぜひ実現をするように担当としても頑張っていたいただきたいと思うが、その点について最後に伺って終わりたいと思う。

松本障害福祉課長 今いただいた意思疎通に困難を抱えておられる方に対する合理的配慮は、この差別解消条例の中である程度整理して入れ込められているのではないかと市側としては思っているが、それでは足りないという話なのか、そういったところは聴覚障がいの方々とも話をしながら、別建てで作っていく必要があるのかどうかも議論しながら、検討してまいりたいと思っている。

きりき委員

様々な意見があるなと思いながら聞いていたわけで、中にはこの条例では実効性が乏しいのではないかというような意見もあったかと思うが、そういった意見も当然あるわけで、受け止めていただくのも必要かと思う。一方で、こういった条例はほかにも趣旨があり、そういった実効性だけで

はない。特に今回の条例案で示されているものに関しては非常に評価ができるものではないかと私は思っているところである。というのは、障がい者差別解消条例であるが、実際に障がい者を支援するということは、障がい者に対してあなたは健常者とは違う障がい者なのだと区別をしなければいけないということで、これも差別と言ったら差別に当たるわけである。そういった非常に難しい部分がある中で、先ほど小林委員から差別狩りというようなお話もあったが、こういった条例を作って障がい者を支援していこうということが強くなり過ぎてしまうと、今度は障がい者といわゆる健常者の人たちとの溝を深めてしまっただ対立をあおる結果になることも考えられるかと思う。今回の条例に関しては障がい者がただ一方的に支援されるのではなく、共生社会の実現というところで障がい者もいわゆる健常者の方も皆が共に協力し合って生きていこうというものであるので、非常に評価ができるものだと思う。もう一步踏み込んで考えていただきたいかったのは、障がい者に責務のようなものをおつけするのもおかしな話なのかもしれないが、エンパワーメントというか、やはり障がい者側からのアプローチ、障がい者自身環境を整備することによって、ストレングスを強化していくことも必要だが、その環境整備されたものをしっかりとエンパワーメントと解放という視点で行っていくことも必要かと思うわけである。その辺りを条例で規定していくのか、それとも今後市として地域資源の開発といった支援をしていくのかということではいろいろな対応の仕方があると思うが、条例にないということで一つその辺りの意見を教えていただければと思う。

松本障害福祉課長 第7条の第2項第1号を御覧いただきたいと思うが、今いただいた御意見、やはり障がいのある方々にもある責務を担ってもらう必要があるのではないかという話も、実は委員会の中では出てきた。だが、障がいによってそれができない人もいと、それを責務にしてしまうのは厳しいのではないかというお話もあった。そのようなところから、障がい者が責務を担うというのは非常に難しいところもあるので、この第7条の第2項第1号、障がい者が社会的障壁の除去を求めやすい環境を整備して言いやすい環境を作ってあげるといったことが事業者側や市側に必要なのではない

か。それは責務というよりも、言いやすい環境を作ってあげて、エンパワーメントしやすいところを作っていくことを、条例の中でこの条文として表させていただいたところである。

きりき委員　なかなか難しいことかと思うし、一方で、障がい者が差別を感じる中で一番の問題になっているのは、本人が幸せになることを諦めてしまっているということもあるかと思う。障がいを抱えていても幸せになっていいのだと、幸せになる権利があるのだということをしっかりと障がい者の方にも理解していただいて、場合によっては自分で幸せをつかむことも必要なのだと。もちろんそれは例えば歩けない人が歩けるようになるということだけではなく、環境の整備、社会参加にはいろいろな形がある。最近ではインターネットでウェブ会議に参加することも当然できると思うし、様々な形で社会参加するということでそのバリアを減らしていくような考え方が必要かと思う。そういった理念をしっかりと実現していただければと思うところである。

もう一つ伺いたいのは、第8条に「特定相談」という言葉がある。こういった窓口で相談を受けることは大切だと思うが、一方で、「特定相談」という言葉は、現在障害福祉サービスの相談支援事業の中で「特定相談支援事業」という事業があり、使われている言葉になっている。違う意味で使われることになるかと思うが、違う意味で同じ言葉が使われることは非常に紛らわしくて混乱するし、現場もその混乱の中で支援していくのはなかなか難しいところもあるかと思うわけであるが、その辺り市のお考えはいかがか。

松本障害福祉課長　こちらの条文の中では差別に関する相談（以下「特定相談」という。）と示させていただいている。この条文の中ではそのような表現とさせていただいているが、差別に関する相談というように、例えばリーフレットやパンフレットでは、市民の方が見てこういうことを相談するのだなというのがわかりやすいように周知してまいりたいと思っている。

三階委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

小林委員

第82号議案 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の制定について、可決の立場で意見・討論を行う。

最初に、今後条例の文言を検証する機会があれば、条例案第3条第1号の末尾の「人として尊厳ある生活が保障されること」の部分「個人として尊厳ある生活が保障されること」と直すことをぜひ検討していただきたいと意見を申し上げる。この部分は日本国憲法の第13条、すべて国民は、個人として尊重されるを受けた表現だと考える。憲法第13条では、一般的に人間として、あるいは人類としてその権利を尊重されるというのではなく、様々で多様な個性を持つその人として尊重されるという意味で「個人」という言葉を使っている。だから、条例のこの部分も本来は「個人として尊厳ある生活が保障される」という表現にすべきだったと考える。

次に、条例全体の組立てに関して4点意見を述べる。1点目は、市の責務、第4条の市の範囲が市長部局だけではなく市教育委員会をはじめ各行政委員会、市議会も含まれ、また指定管理先なども含まれるということである。これらの組織が条例第4条を受けて、第1項から第3項までの責務を具体化するための規則、要綱等をきちんと設けるようにしていかなければならないと考える。

2点目は、「合理的配慮」という表現についてである。これは障害者差別解消法や都条例で使われている表現を受けたものである。条例検討市民委員会でも議論になったと記憶しているが、「合理的配慮」という表現から派生する問題として、障がい者に対して配慮をしてあげる、障がい当事者からすると配慮をしてもらうということになりかねない。この条例は障がい者の権利を定めたものである。現状では「合理的配慮」のほかに適当な言葉がないということがあるのかもしれないが、障がい者の権利として配慮されることを明確に打ち出す必要があるのではないかと考える。

3点目は、差別狩りという事態を起こさせないことである。条例の第4章で障がい者差別をなくしていく方法として教育や啓発、十分な意思疎通の環境づくりなどがうたわれている。ここをぜひ充実させていただきたい

と思う。

最後の4点目は、この条例とは別建てで手話言語条例をはじめ障がい者のコミュニケーション保障のための条例が必要だということである。条例検討市民委員会での議論、やり取りは一堂に会して議論したことのすばらしさと同時に困難さをも感じさせたのではないかと、私は傍聴させていただいて感じた。障がい当事者の方が現状では意思疎通にいかにも困難を抱えているのかも明らかになったのではないだろうか。条例検討市民委員会での議論の結果、この条例には手話は言語という部分は書き込まれなかったが、先ほど3点目で述べたように、差別狩りというような方法ではなく、教育や啓発、豊かなコミュニケーション環境を保障するという方法で差別を解消するという道を取りを取らなければならない。そうであれば、手話は言語であるということを確認した上でコミュニケーション手段の確保を権利として保障する個別の条例が必要だ考える。

以上申し上げて、可決の立場での討論とする。

大野委員

第82号議案 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の制定について、可決の立場から簡潔に討論したいと思う。

詳しくは本会議で述べたいと思うが、先ほど健康福祉部長からも、あえてこの時期にきちんと提案することの意義ということもお話があった。私もその点が実は非常に大事で、これは単に障がい者差別だけの問題に限らず、いろいろな問題についてこの時期にきちんと捉えていくことは、先日の補正予算の討論のときにも述べさせていただいたが、大変意義のあることだと思っている。ぜひその点を、提案時だけにとどまらず、今後も市政の実際の運営においても生かしていただけたらと思う。また本会議で述べたいと思う。

三階委員長

ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、可決すべきものという意見・討論が2名だった。これより第82号議案 多摩市障がい者への差別をなくし共に安

心して暮らすことのできるまちづくり条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

それでは次、日程第4、第79号議案 多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 それでは、第79号議案 多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただく。こちらについては、多摩市総合福祉センターの運営についてこれまで委託可能な事業者を「多摩市社会福祉協議会」と規定していたが、多様な事業者にも参入の機会を提供するために「社会福祉法人その他の法人又は団体」へと変更するとともに、指定管理者が実施できる業務として、これまでの施設の管理運営に加えて老人福祉センター事業の運営に関する業務を追加するという内容である。詳細については所管課長から御説明をさせていただく。

伊藤高齢支援課長 私から老人福祉センターの手法の変更について御説明をさせていただく。老人福祉センターA型については、これまで多摩市社会福祉協議会に委託して実施してきた。60歳以上の高齢者の健康維持、趣味・生きがい活動を総合的に実施するということで、現状として福祉的な視点だけではなく社会参加の促進を大きな目標にして実施しているところである。また指定管理者が今実施している自主事業がある。この中でも高齢者を対象とした事業がなされており、そういった点では老人福祉センター事業の目的と同じ目的で実施されている。さらには、そういった事業と今実際に実施している社会福祉協議会との事業を連携して講演会や様々な講座を開催するようなことも現状として実施しているところである。このため、社会的なフレイルを予防していくというところで高齢者の社会促進をますます実施していくには、福祉的な視点だけではなく幅広い観点での事業運営を進めてまいりたいと考えているところである。ついては、これまで委託という形で実施していたが、施設管理と一体的に運営するという形で、こちらの老人福祉センター事業を経て、高齢者の方が主体的に運営するような同

好会活動などの支援も効率的に実施ができるのではないかと考えている。

あと、この場をお借りして、先日の健康福祉常任委員会勉強会で御質問をいただいた他市の指定管理の状況であるが、26市の中で9市12施設について本事業に指定管理を導入しているということである。そのうちの8施設が社会福祉協議会や社会福祉法人に指定管理をしており、残りの4施設が民間を含めたその他の団体に指定管理で実施をお願いしていると聞いている。

古川福祉総務課長 それでは、福祉総務課から具体的に今回多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する内容について御説明を申し上げます。本日は新旧対照表の35ページ以降を使って御説明させていただく。35ページが多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の新旧対照表という形になっている。今回の主な改正点は2つある。1つは、36ページの第12条を御確認願う。第12条は、事業運営の委託という形になっている。これまで総合福祉センターで行う事業の運営については、多摩市社会福祉協議会に委託することができるという規定になっていた。このことを今回の条例では、老人福祉センター、障害者福祉センター、そしてその他市長が認めるものという3つが第3条各号に決められている事業であるが、その事業の運営に関わる業務の全部または一部を社会福祉法人その他の法人又は団体に委託することができるという形に規定を変更している。

次に、大きな点の2つ目であるが、第13条、これは36ページから37ページにかけてであるが、指定管理者による管理運営というところで新たに2項、3項を追加している。1項で施設管理等に関する事業について規定しているが、新たに2項として市長は指定管理者に第3条第1号、これは老人福祉センター事業及び第3号、これは市長が認める事業であるが、に掲げる事業の運営に関する業務の全部又は一部を行わせることができるという規定と、3項にこの利用の第7条から第11条、これは利用の承認から制限にかけての内容であるが、その部分について市長を指定管理者に読み替えるような形の文言の整理をしているところである。これ以外に細かい規定の中では、第3条及び第4条、第5条のところ、第3条の3号では、前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するため

に多摩市長が必要と認める事業ということで、これまでは市長が認める事業という形になっていたが、第1条の目的に合致した事業ということで整理するために文言の変更をしている。同じく第4条もその他市長が認める者というものを、高齢者福祉に資する者、また第5条も障がい者福祉に資する者という形で対象者及び目的を明確にさせていただいているところである。併せて、同じく第5条であるが、第5条はこれまで「障害者」と「害」という字を使っていたが、「障がい者」と平仮名に変更させていただいているところである。

以上、第12条、第13条を整理した関係で、これまで事業としていたものをセンター事業というような形で文言の整理を第15条以下で実施している形になっている。条例の内容については以上である。

なお、今後のスケジュールを資料で御説明するが、指定管理については来年度新たな指定管理者が開始になるので、今年度指定管理者の候補者を選定する形になっている。予定としては、7月から9月にかけて指定管理者候補者の選定委員会の開催をする。7月上旬に募集を開始し、7月下旬に事前審査、そして9月には選定状況について常任委員会の皆様に御報告をさせていただく。その後12月議会で指定管理者の指定の議決を経て、12月から令和3年2月まで指定管理者指定の公表、そして協定締結ということで来年4月から新たな指定管理者による管理運営が開始されるようなスケジュールを想定しているところである。

三階委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

いぢち委員

今回指定管理者制度が変わるということであるが、はっきり言ってこれで具体的にどう変わるのか。というよりも、多摩市としてはどのように変わることを期待しているのか。変わるというか、老人福祉とあるが、高齢者の福祉の面でどのような充実をイメージしているのかをお伺いする。そういったものをこれから選定ということであるが、そこには当然多摩市としてあらまほしきなんというか老人福祉、高齢者福祉の在り方というものがあり、それに合う事業者を選ぶものと私は理解しているので、その観点でのお答えをお願いします。

伊藤高齢支援課長 高齢者の人口はますます伸びている。現在8期の計画に向けて実態調査の集計等も実施しているが、その中で見ると、趣味活動や教養、自ら学ぶことを活動としてなさっておられる方は幸福度が全体の平均に比べても高いというようなことが出ていたり、先ほども社会的なフレイルということを申し上げたが、様々介護予防事業の中でフレイルの状態を自ら気づいていただいて、それを予防するような取り組みをしていただいているが、もっと広く自ら学ぶ、社会教育的な部分も含めて高齢者の方が御自分から地域とつながったり、地域とつながったり、社会活動や主体的な事業に取り組んでいただくことを促進していくことが喫緊の課題であると思っている。サービスの必要な、支援の必要な方を見つけて、その方を支援するだけではなく、ますますこういった学ぶ意欲のある方、お出かけいただける方には老人福祉センターを御利用いただいて、こちらで様々な活動をしていただきたい。そういったことに資するためにはここで指定管理というような形で手法の変更をさせていただいて実施してまいりたいと思っている。

いぢち委員 現段階でなかなかお答えいただきづらいかとは思いますが、例えばこれまで実績のある事業者を想定しておられるのか。今伺ったお話だと趣味、教養、要するにこれまで社会教育もしくは生涯学習と言われていたようなところでよりよいサービス、支援ができるよう目指すということだと理解したので、そういったことについて実績のある事業者とはどういうものなのかがよくわからなかったもので、まずそれをお伺いする。

古川福祉総務課長 選定過程での検討という形になるかと思う。今回、今お話しさせていただいたようなこれまでの総合福祉センターの施設運営だけではなく、新たに老人福祉センターを含めた形の中での指定管理者を募集する。したがって、今回新たにプロポーザル方式で実施するが、その中で今、伊藤高齢支援課長が説明したような、これから多摩市の中で高齢者を支えていくためのいろいろな仕組みをどのように考えるのかについて、プレゼンテーションの中で発表させていただきながら検討してまいりたいと考えている。

いぢち委員 それでは、2つ要望したいと思う。1つは、昔は例えば定年後余生というような言い方もあったが、ただ、そういった高齢者の生活スタイルあるいは生活モデルが随分さま変わりしてきたと思っている。特に今国は、御

高齢になっても、あるいは退職後も何らかの形で働くという面での社会参加も奨励しているように理解している。御高齢になって働く、あるいは今言われたような趣味の活動、教養を深めたいということとの両立という面でも様々なことが考えられる、また高齢になって働くとなると、どう考えても若い頃とは体の状態も違う。そこまで踏み込むのは大変だと思うし、医療的なことまでケアをするというのは行き過ぎかと思うが、そういった面で高齢になっても働くことがある意味当たり前になってきている社会の中で、そこまで視野に入れた高齢者福祉というものの言ってみれば多摩市モデルのようなものができれば、私は一番理想かと思っているので、その面をぜひ充実させていただきたい。

もう一つは、指定管理者制度を入れるということで、言ってみれば、よく言われるのがやはり民間のノウハウやこれまでにはないサービスの仕方を模索していくことができる、そのところが非常に重要だと思っている。ただ、高齢者福祉の大事な部分を事業者に担っていただく以上、これは先日も別の議会の場面でお話ししたことであるが、言わばアウトソーシングする。その事業者がたくさん生の情報を言ってみれば高齢者の皆さんと接することで得ることができる、それは市の側にも緊密にフィードバックして共有して、そしてそのことを多摩市としても高齢者福祉というものをさらに充実させていく大切な情報、大切な材料としていただきたい。そういったことを考えに入れてこの新たな制度を構築していただきたいという2点の要望をお願いします。

古川福祉総務課長 大切な視点ありがとうございます。できればここで一つPRをさせていただきたいと思う。現行総合福祉センターは、先ほどの条例にもあるように事業に支障がなければ独自事業ができるというような形にさせていただいている。そういった中で、例えば社会福祉協議会と共催で南なん亭というような会議を開催し、御高齢者向けの生前の遺品整理、特殊詐欺の講座、エンディングノートの活用、そのような勉強会をやったり、また総合福祉センター将棋大会というような形で世代間交流を図っている。そして楽しいアロマヨガやケーキ教室、そういう楽しい教室もされているが、一方で、多摩市は来所者の中に糖尿病の方が多いたということが感じられたということで腎臓病の

実践セミナーのようなこともされている。実はこういう活動を取りまとめて昨年度日本在宅栄養管理学会で職員が発表したようなこともある。そういった中では、そういう活動を報告していただきながら、それを高齢支援課にも情報提供しながら現行やらせていただいていることを御報告させていただきたいと思う。

いぢち委員 貴重な情報をありがとうございます。今言っていた中には本当に重要なことが幾つも含まれていた。例えば今高齢者を狙った詐欺なども本当に多発しているので、セミナーをやるのもそうだが、そういったことに触れることによって万が一何か犯罪に巻き込まれそうだという方が現れたときに、自分にとって信頼のおける、だったらあそこに聞いてみよう、何か困ったら総合福祉センターに相談できる、そういうものになってくれると本当に市民にとって大切な場所になっていくと思う。

それから、先ほど申し上げた高齢になっても働くということであるが、先ほど体の衰えのような場面の言い方をしたが、やはり認知機能の低下もあると思う。そういった面でも何か不安が出てきたり、あるいはそういう変化が自分の体に現れたとき、どこに相談すればいいのか、どのような手当てがあるのかということ、本当に広げ出すと切りがなくなる面もあるが、そういった広範な高齢者の暮らしを支える大事な機能をこの総合福祉センターが新たにより幅広く担っていけるものになることを願っている。

小林委員 この資料と先ほどの御説明を加味して考えると、この資料で言っている老人福祉センター事業として展開されている事業で高齢者の文化・教養の充実、健康維持・向上、趣味・生きがいがづくり、社会参加の促進、こういう中で同好会活動が活発に行われていると。これをさらにバージョンアップさせて福祉的な観点だけではなく社会参加を活発にしていって、それでフレイル予防につなげていくと。そのためには、今の社会福祉協議会への委託ではなく、別のノウハウを持つ指定管理者に変えたほうがいいというわけであるが、具体的に今の社会福祉協議会のノウハウではなかなかこれが難しいと考えていることについて今思っておられることを言っていただきたいのと、この種のノウハウを持っている指定管理者ということで施設管理と一体的に運営することで費用対効果も期待できると書いてあるから、

今の総合福祉センターを指定管理者として受けているところがやっている事業などがある程度イメージされているような気もするが、その辺についてお答えいただきたいと思う。

伊藤高齢支援課長 従来から社会福祉協議会にお願いしてきたというところはやはり福祉的な観点、例えばリハビリテーションにつなげる、福祉相談のような形につなげる、そういうところを重視していたかと思うが、高齢者の方は今同じ65歳でも昭和の時代の65歳とは全然違い10歳ぐらい若返っているという中では、社会福祉協議会が持っている今までの個別のいろいろな困り事を大切にすることも大事である。そういう視点も持ちながら、先ほど古川福祉総務課長から紹介があったが、魅力あるというか、具体的に言うのは難しいが、先ほどの例えば世代間交流のようなことにつなげていく、学んだこと実施したことを例えば発表するにしても、指定管理者自身がそういう視点でこの事業を大事にして育てているようなところについては期待したいと思っているところである。

小林委員 ある程度ノウハウを持っていることが予測できることから出発していると思うので、どのように今後選定していくのかもあると思うが、ぜひそこは有意義な選択をしていただきたいと思う。

あと社会福祉協議会には、老人福祉センター事業のような事業を委託するのではなく、別の役割を発揮してもらう意図もあるのではないかと思うが、その辺についてはいかがか。

古川福祉総務課長 社会福祉協議会は昨年度地域福祉活動計画の後期計画を策定した。その中で今後の重点事項としては、地域住民同士のつながりや支え合いを創出しながら課題解決に向けた取り組みを推進すること、特に今市内10か所に地域福祉推進委員会を設立してその運営を支援しているのと、10年かけてサロンが地域の中に100か所以上できた。そのような地域活動を支援すること、あとおとし、社会福祉法人のネットワークが、今まで子どもと高齢者でそれぞればらばらだったものが、社会福祉法人ということでネットワーク化されている。今年度はさらに企業のネットワークも作りたいと考えているところである。このように関係機関同士の地域のネットワークを構築することや、住み慣れた地域で安心して生活ができるような

福祉サービスの支援、成年後見制度の利用、そして市民同士の支え合いの推進としての市民後見人の育成というような地域づくりに特化して重点化した事業をするような形で表記されている。だから、今後の社会福祉協議会の役割の部分としては、今申し上げたような地域づくり、人づくり、まちづくりという部分のところを業務として頑張っていたいただければと思っているところである。

小林委員 この間社会福祉協議会の役割についていろいろ説明を受けてきた中では、この十数年ぐらいだと思うが、自ら事業主体になる、サービスの提供者になることよりも、社会福祉の担い手をそれぞれつなげていくことで役割を發揮する組織に変えていくということに動いているその一つの表れかと思う。社会福祉協議会がそういう役割を果たすこと自体を私否定するつもりはないが、社会福祉協議会はやはり地域の重要な社会福祉の担い手でもあると思う。今新型コロナウイルス感染症の問題の中で例えば自己責任論、言ってみれば新自由主義の誤りが指摘されて、お互いが助け合って社会をつくっていくという考え方が生まれてきていると思う。それはまさに地域の重要な福祉資源として社会福祉協議会が力を發揮する時期でもあり、そういう役割をきちんと持っていることも明確にして取り組んでいただきたいと思うので、そのことについて伺って終わりにしたいと思う。

古川福祉総務課長 今お話しいただいたように、今回例えば新型コロナウイルス感染症の問題の関係でいろいろ生活困窮になられた方々への小口貸付という一つのサービスがあるが、そこから波及した形の中で何らかの地域支援ができないかという部分について今いろいろ検討されているところである。社会福祉協議会については、一つの団体として多摩市の中でそういう活動を担っていただけると認識している。ただ、それだけではなく、市も一緒になって考えていきたいと思っているところである。

大野委員 今のやり取りで気になったのだが、社会福祉協議会の今後の役割や求められる姿と同時に、市では地域委員会構想のような話がある中で、その辺り重複している部分もあるのではないかということで、かねてからいろいろな立場の方からそういう話が議会でもあったように思うが、実際に庁内で、あるいは社会福祉協議会と地域委員会構想についての話やアプローチ

はあるのか。

古川福祉総務課長 地域委員会構想と地域福祉推進委員会、地域で同じものが2つ必要ではないのではないかというような意見も確かに出ているところである。一方で、福祉という枠の広がりというか福祉だけではないまちづくり、都市計画といった部分を含めての検討というところがあるが、そういった中では現行今福祉総務課、そして市民自治推進担当のセクションと連携して会議を取らせていただいている。もちろんそこには健幸まちづくりの担当も入っているが、検討させていただいている。あわせて社会福祉協議会とも、どういう形で進めていくかという部分について、その中には社会福祉協議会も入った形の中で検討を進めさせていただいているところである。

きりき委員 今の小林委員の質疑の関連で1つだけ確認をさせてもらいたいが、これから社会福祉協議会以外が指定管理者になる可能性があるということで、老人福祉センター事業に関しては全く問題ないと思うが、一方で、社会福祉協議会自体がなくなるわけにもいかないと思うわけである。社会福祉協議会以外が指定管理者になった場合に何らかの支援がまたほかに必要になるのかどうか。結局社会福祉協議会にお願いしなければ、社会福祉協議会がやっていけないということであれば、これは全く意味がなくなってしまうわけで、その辺りを確認できればと思う。

古川福祉総務課長 説明が少し不十分で申し訳なかった。今回委託を指定管理に移行するのは、これまで社会福祉協議会が担っていた老人福祉センター事業だけを指定管理のほうにシフト・移行するという形になっており、社会福祉協議会は社会福祉協議会としてこれまでの活動をさらに進め進化した形で活動いただけるという形になっている。そういった中では、先ほど申し上げたような地域福祉活動計画を昨年策定しているので、その計画に沿った形で市もサポートしながら一緒に考えていきたいと思っている。

きりき委員 そのサポートするということで、具体的に指定管理者が社会福祉協議会以外になった場合に、何か別に議論が必要になるのかどうかについて確認をしたい。

古川福祉総務課長 社会福祉協議会が指定管理者になるわけではなく、社会福祉協議会は社会福祉法人としてそのまま活動を行う。ただ、老人福祉センター事業を

指定管理に移す形になるので、今までは社会福祉協議会がやっていた老人福祉センター事業を、今度別の指定管理事業者が実施するような形の枠組みになる。だから、社会福祉協議会は、指定管理ではなく、これまでどおり社会福祉法人としての事業をそのまま実施するという形になる。

きりき委員 今後もし指定管理者にならなかったとしても、市からまた別の支援が必要ということでもなく、今までどおり地域福祉活動計画にのっとり活動してくれるということで期待してよいということである。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第79号議案 多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、特定事件継続調査の申出についてを議題とする。

本件については別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これに御異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 御異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 2時55分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

三階 道雄